

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

平成26年(ワ)第14号

原状回復等請求事件

原 告 中島孝 ほか

被 告 国 ほか1名

第4準備書面

平成26年5月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

被告国指定代理人

樋 渡 利 美	
岩 崎 慎	
岩 名 勝 彦	
寺 岡 拓 也	
千 葉 健 一	
杉 山 典 子	
多賀井 満 理	
篠 原 智 仁	
林 周 作	
菊 池 憲 久	
美 崎 大 典	

佐藤友弥	稻
角掛幹也	稻
吉田渡	稻
田村悠紀	稻
小館卓司	小館
東海林秀一	東海
稻川延康	稻
鷄徳学	鷄
鶴園孝夫	稻
武田龍夫	稻
泉雄大	稻
依田圭司	稻
堀口晋	稻
青山大介	稻
新垣琢磨	稻
伊藤彩菜	稻
劔持尚太	稻
山形浩史	稻
村田真一	稻
足立恭二	稻
荒川一郎	稻

忠 内 巖 大 
小 林 勝 

渡 邊 桂 一 
牧 野 祐 也 
桐 原 大 輔 
石 井 大 貴 
神 野 可奈子 
高 木 駿 平 
伊 藤 裕 明 
門 田 裕一郎 
上 田 洋 二 
河 原 圭 
白 石 雅 人 
梅 原 徹 也 
上 田 宣 孝 
永 島 徹 也 
黒 瀬 絢 子 
真 先 正 人 
石 塚 哲 朗 
九反田 悠 妃 
湯 淺 翔 

森 下 哲 
平 尾 禎 秀 
山 本 泰 生 
一 井 里 映 
宇都宮 勉 
大 澤 友里恵 
佐 藤 隼 
近 藤 慎 吾 

第1	請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること	1
1	はじめに	1
2	請求の趣旨第1項の請求は、請求内容を実現するために行政権の発動・行使が必要不可欠であるから、民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法であること	2
3	請求の趣旨第1項は、請求の特定を欠き、強制執行も不能であるから、不適法であること	7
4	小括	8
第2	請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付を求める部分は不適法であること	9
1	大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張が失当であること	9
2	「将来における違法性判断が『複雑多様な因子によって左右される』ものではない」旨の原告らの主張に理由がないこと	10
3	小括	12
第3	結語	13

被告国は、本準備書面において、被告国の本案前の答弁（答弁書第2・1～6ページ）に対する原告らの反論に対し、必要な範囲で再反論を行い、もって請求の趣旨第1項の請求に係る訴え及び同第3項の請求に係る訴えのうち将来給付を求める部分がいずれも不適法であることを主張する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること

1 はじめに

被告国は、答弁書第2の1（1～4ページ）において、請求の趣旨第1項は、その請求内容を実現するために、放射性物質汚染対処特措法に基づく行政権の発動・行使が必要不可欠であるから、民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法であると主張した。

これに対し、原告らは、「被告国に対して、放射性物質汚染対処特措法に基づいて各原告の前記居住地の除染措置をなすことを求めているものではなく（原告ら準備書面(2)1(2)・2, 3ページ）、「一般の除染業者等の私人においても実施可能な事実行為」を求めているにすぎない（原告ら準備書面(7)第2の3(1)・8ページ）とした上、「居住地周辺の土地除染にかかる第三者の同意がどうしても得られないという場合にまで、被告国に対して、原状回復義務の履行を求めるものではない」（原告ら準備書面(12)第2の3及び第4・3, 4ページ）から、原告らの上記請求は行政権の発動・行使が必要不可欠なものではないと主張する。

しかし、放射性物質汚染対処特措法は、福島第一発電所事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、国が実施する除染等の措置等については、同法の定めに従い一元的に実施することとする趣旨であり、

同法を離れた除染等の措置等を国が実施することは予定されていない。そして、同法に基づく除染等の措置等を実施するためには、環境大臣等による行政権の発動・行使が必要不可欠であるから、結局、請求の趣旨第1項の請求は、必然的に環境大臣等による行政権の発動・行使を求める請求を包含することになり、民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法である（後記2）。

また、これらの点においても、請求の趣旨第1項は、請求が特定されているということとはできないから、同請求に係る訴えは不適法である（後記3）。

2 請求の趣旨第1項の請求は、請求内容を実現するために行政権の発動・行使が必要不可欠であるから、民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法であること

(1) 法は、国が実施する除染等の措置等について、放射性物質汚染対処特措法に基づく一元的な実施を求めており、同法に基づかない国の除染等の措置等を予定していないこと

ア 原告らは、請求の趣旨第1項において、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染措置をなすことは求めておらず、「私人においても実施可能な事実行為」をなすことを求めていると主張している（原告ら準備書面(2) 1 (2) ・ 2 ページ、原告ら準備書面(7) 第2の3 (1) ・ 8 ページ）。その「私人においても実施可能な事実行為」の具体的内容は、要するに、原告らの居住地における除染措置を基本とし、これでは空間線量率が十分に低減しない場合には、「第三者の同意を得て、その土地の除染等の措置を実施」することや、「原告らの居住地内に遮蔽物を設置し、周辺の土地等から放たれる放射線を遮蔽する等」の措置を講じることであり、「居住地周辺の土地除染にかかる第三者の同意がどうしても得られないという場合」には、低減措置の履行を求めないというもののようである（原告ら準備書面(12) 第2・2, 3 ページ）。

しかし、放射性物質による環境汚染の特質や現状では、放射線による被ばくの程度・態様が個々の住民の生活や行動により異なる状況であり、被ばくを総合的に低減する観点からは、その区域一体としての除染等の措置等を検討する必要がある。原告らが主張するような、原告らの各居住地ごとのスポット的な除染を基本とする方法ではなく、広範囲における統一かつ計画的な除染等の措置等の実施が必要である。また、国等が除染等の措置等を行うに当たっては、除染によって除去した土壌等を適切に保管等処理しなければならない。これら土壌等により追加的に環境が汚染されるような事態が生じないよう適切な措置を講じる必要がある。

イ この点、放射性物質汚染対処特措法は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として（1条）、第2章において、環境大臣における事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針案の作成と閣議決定につき、第3章において、国による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の実施につき、第4章において、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等につき、第5章において、財政上の措置等につき定め、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、総合的な施策を講じるための制度を整備している。そして、このうち除染等の措置等については、第4章第3節において、環境大臣による除染特別地域の指定及び変更等（25条、26条）、国による同地域内の汚染の状況の調査測定（27条）、環境大臣による特別地域内除染実施計画の策定及び変更（28条、29条）、国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（30条）、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管（31条）、環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定及び変更等（32条、33条）、都道府県知事等による同地域内の汚染の状況の調査測定（34条）、都道府県知事等による除染実施計画の

策定及び変更（36条，37条），国，都道府県等による除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（38条），除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管（39条）等の措置を定め，その実施に必要な手続及び権限等を規定している。

このように，放射性物質汚染対処特措法が，事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し，総合的な施策を講じるための制度を整備し，その一環としての除染等の措置等について，国等が講ずべき措置全般にわたり，その実施に必要な手続及び権限等を網羅的かつ詳細に定めることにより，統一的かつ計画的な除染等の措置等の実現が図られている。このことに照らせば，法は，国が実施する除染等の措置等については，専ら放射性物質汚染対処特措法の定めに従い，一元的に実施することとしており，原告らが主張するような同法に基づかない除染措置を国が実施することは予定していないと解される。

ウ なお，原告らは，被告国が，同法施行（除染等の措置等を定める第4章第3節等につき，平成24年1月1日）以前においても，原子力災害対策本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）に従って各種の除染措置を実施してきたから，「請求の趣旨第1項に基づく空間線量率の低減のための措置は，放射性物質汚染対処特措法に基づかない事実行為として実施することは可能である。」（原告ら準備書面(2)1(2)・2，3ページ）と主張する。

しかし，緊急実施基本方針は，当時審議中であった放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の枠組みが動き出すまでの間の取組と位置づけられ，「この緊急実施基本方針は同法案の趣旨と整合的なものであり，緊急実施基本方針に定める内容は，同法案が成立しその枠組みが立ち上がり次第，順次移行することとなります。」との説明が付されていた（乙B第51号証1ページ「1. 本方針の目的」④）。また，同法に基づき平成23年1

1月11日に定められた基本方針（乙B第52号証2ページ）にも、「この基本方針は、『除染に関する緊急実施基本方針』（平成23年8月26日原子力災害対策本部）を引き継ぐものである。」と記載されている。これらに照らせば、放射性物質汚染対処特措法成立後における除染等の措置等は、同法に基づく措置に一元化することが法の趣旨であり、国が緊急実施基本方針に基づく除染等の措置等を実施してきたことをもって、同法に基づかない除染等の措置等を予定するものと解することはできない。

(2) 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等を実施するためには、環境大臣等による行政権の発動・行使が必要不可欠であること

ア そこで、放射性物質汚染対処特措法に定める除染等の措置等の実施に関する国（環境大臣等）の権限を見るに、例えば、環境大臣は除染特別地域を指定（25条）する権限を有し、これを指定した場合、国は、同地域内の汚染の状況の調査測定を行うことになるが（27条1項）、その際、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定し、又は調査測定のため必要な土壌その他の物を無償で収去する権限が認められ（同条3項）、土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、同項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならないものとされている（同条6項）。

また、環境大臣が特別地域内除染実施計画（28条）を定めた場合、国は、同地域について、同計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない（30条1項）。国による同措置は、原則として、当該土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する関係人の同意を得て実施しなければならないものとされるが（同条2項）、関係人は、同計画に基づく同措置に協力しなければならないものとされ（同条3項）、関係人又はその所在が知れない場合の同意の擬制（同条5、6項）が定められている。また、一定の事由（当該土壌等の除染等の措置が実施されな

いことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるとき)に当たる場合には、関係人の同意を得ることなく当該土壌等の除染等の措置を実施する権限が認められている(同条7項)。

これらと同様の権限は、環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定(32条)がされた場合における都道府県知事等による調査測定(34条)のための立入り等や、除染実施計画(36条)が定められた場合における国、都道府県等の同計画に基づく除染等の措置等の実施(38条)に際しての関係人の同意を得ない土壌等の除染等の措置の実施等についても設けられている。

これら環境大臣等による権限の行使は、当該土地の所有者等に対し、職員による立入り、調査測定、土壌その他の物の収去、あるいは除染等の措置等として行われる種々の作業の受忍を義務付け、所有権その他の権利の制約を伴うことになるから、公権力の行使に当たることが明らかである。

イ この点、原告らは、上記立入り等に係る権限の行使が公権力の行使に当たるとは認めつつ、本件では、原告らは調査測定に同意することを表明しているから、行政権の発動・行使は必要ない、あるいは「人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しい」場合の除染措置を求めているものではないから、行政権の発動・行使を求めるものではないと主張する(原告ら準備書面(7)第2の3(3)・10, 11ページ)。

しかし、上記各権限の行使が公権力の行使に当たるか否かは、もとより当該権限を定める根拠法規等に基づき、一般的かつ客観的に決定されるべきものであり、原告らが主張するような同意の有無や一定の事由に該当する場合であるか否かといった個別的事情によって結論が異なるものではない。したがって、原告らの主張は失当である。

(3) まとめ

以上のとおり、請求の趣旨第1項の請求内容を実現するには、放射性物質汚染対処特措法に定める除染等の措置等を実施する必要がある、同法に基づく除染等の措置等を実施するためには、環境大臣等による行政権の発動・行使が必要不可欠である。結局、請求の趣旨第1項の請求は、必然的に環境大臣等による行政権の発動・行使を求める請求を包含することになり、民事上の請求としては許されないから、同請求に係る訴えは不適法である。

3 請求の趣旨第1項は、請求の特定を欠き、強制執行も不能であるから、不適法であること

(1) 原告らは、請求の趣旨第1項の請求について、訴状別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の各居住地の空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とする作為を被告国に求めるものであり、その具体的方法については、「被告国に対して、何らかの作為による空間線量率を低減させること（マ）求めているものである」（原告ら準備書面(2)1(2)・2ページ）とし、「原状回復のための手段としては、原告以外の第三者の所有する土地等の除染等も含まれうる」（原告ら準備書面(12)第2の1・2ページ）が、他方で、第三者の土地の除染に係る同意が得られない場合には、①「遮蔽等の措置も含め、考えられる他のあらゆる手段を講じ（あるいは検討し）」、②「(原告らの)居住地周辺の土地除染にかかる第三者の同意がどうしても得られないという場合にまで、被告国に対して、原状回復義務の履行を求めるものではない」と主張する（原告ら準備書面(12)第2の3・3ページ）。

(2) しかしながら、前記2(1)アのとおり、放射性物質による環境汚染の特質や現状では、放射線による被ばくが個々の住民の生活や行動により異なる状況であり、被ばくを総合的に低減する観点からは、その区域一体としての除染等の措置を検討する必要がある、広範囲における統一かつ計画的な除染等の措置等の実施が必要である。また、国等が除染等の措置等を行うに当た

っては、除染によって除去した土壌等を適切に保管等処理しなければならず、これら土壌等により追加的に環境が汚染されるような事態が生じないよう適切な措置を講じる必要がある。そのため、原告ら自身が、「原状回復のための措置には居住地の周辺の土地の除染も含まれる」と主張するとおり、原告らの居住地の周辺の土地も含めて原告らの居住地の空間線量率を低減させる具体的方法は、その居住地周辺の環境汚染や土地利用の状況等に応じて決まってくるものであり、一義的に定まるものではない。しかるに、請求の趣旨第1項は、原告ら自身が「何らかの作為」と主張するとおり、被告国がすべき作為の内容である空間線量を低減させる具体的方法を全く特定しておらず、被告国に対し作為義務の履行を求める請求として、請求の特定を欠くものといわざるを得ず、不適法である。

- (3) この点をおいても、原告らは、前記(1)の①、②の場合には、「被告国に対して、原状回復義務の履行を求めるものではない」と主張するが、請求の趣旨第1項の記載からは、前記(1)の①、②の場合に、被告国が原状回復義務の履行を求められるものでない（作為義務を負わない）ことは、全く明らかでない上、①は、「考えられる他のあらゆる手段」の内容が特定されておらず、②も、「第三者」の範囲が特定されておらず、被告国が当該第三者の同意を得るために行うべき行為の内容、程度等も明らかでなく、「第三者の同意がどうしても得られない」場合がいかなる場合を指すのかおよそ明らかではない。このように、原告らの請求の趣旨第1項記載の請求に係る訴えは、請求の特定を欠くことは明らかである。

したがって、請求の趣旨第1項の請求は、請求の特定を欠いているから、不適法であるというべきである。

4 小括

以上のとおり、請求の趣旨第1項の請求は、請求内容を実現するために行政権の発動・行使等が必要不可欠であるから、民事上の請求としては許されず、

また、請求の特定を欠いているから、いずれにしても同請求に係る訴えは不適法である。

第2 請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付を求める部分は不適法であること

1 大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張が失当であること

将来の給付を求める訴えが適法となるための要件として大阪空港訴訟上告審判決が示した判断基準は、被告国答弁書第2の2(2)(5ページ)のとおりであるが、原告らは、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決における裁判官2名の反対意見及び藤田宙靖裁判官の補足意見を根拠として、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈している。

しかしながら、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決後にされた普天間基地騒音公害訴訟においても、第一審判決（那覇地裁沖縄支部平成20年6月26日判決・判例時報2018号33ページ）が、大阪空港訴訟上告審判決が示したのと同様の判断基準に従って原告らの将来給付の請求に係る訴えを却下し、控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成22年7月29日判決・判例時報2091号162ページ。最高裁平成23年10月12日第三小法廷決定（上告棄却・不受理決定））においても、第一審の判断が維持されているとおり、大阪空港訴訟上告審判決の判例としての通用性は失われていない。

また、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決における藤田宙靖裁判官の補足意見では、確かに、原告らが指摘するとおり「『請求権の成否、内容につき、債務者に有利な将来の変動事由があらかじめ明確に予測し得ること』という要件はあまりにも厳格に過ぎるという指摘もまた当を得たものであるといえよう」とされているものの、それに引き続き、「ただ、その場合でも、少なくとも、過去におけると同様の被害及び請求権の成否、内容を決定付ける要件

の存続が、将来についても『高度の蓋然性』をもって予測されるのでなければなるまい。この点につき、横田飛行場の利用状況に将来においても変化が無いことを前提とする限り、周辺住民に生じる騒音被害の内容に過去におけると基本的な違いが無いであろうことは、あるいはこれを推認し得るものということができようが、ただ、横田基地を巡る本件と同様の事案において過去の裁判例が繰り返し指摘してきており、また本件においても論旨が主張する『防衛施設である横田飛行場の騒音の状況はその時々国際情勢あるいは我国の防衛力の整備状況等に応じて常に変動する可能性を有するものであって、将来にわたって一定の航空交通量があることを確定できるものではない』という要素があるという事実はこれを否定できないこと、また、論旨の指摘する、周辺住民の移動状況等に鑑みると、過去の被害についてのデータから、将来の被害についての『高度の蓋然性』を、果たしてまたどのように見出せるかについては、なお残された多くの問題があるのではないかと述べられている。そのため、原告らが主張するように、単に、「原審が認定する程度の損害額の上積みの為のみ、本件においてあえて判例変更の手続をとるということの合理性もまた、問題とならないわけではない」との理由のみによって判例変更の必要性を認めないとするものではないことが明らかである。

したがって、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの主張は失当であるというほかない。

2 「将来における違法性判断が『複雑多様な因子によって左右される』ものではない」旨の原告らの主張に理由がないこと

- (1) 原告らは、「『原告らの各居住地の空間線量率』に応じた損害賠償を各別に求めているものではなく、受忍限度を越えて違法性の認められるべき原告らについて共通する損害の賠償を求めているのである」(原告ら準備書面(2) 2(2)エ・6 ページ) から、「本件では、被告国や被告東京電力の責任で原告ら

の居住地に振り撒かれた放射性物質による『空間線量率』がどのように推移するかが問題となるにすぎず」(同2(2)オ・6, 7ページ), 空間線量率の推移については, 「単に, 半減期等によって放射能がどれだけ減少するかが問題となるだけである」(同2(2)イ・6ページ) から, 将来における原告らの損害の有無・程度は, 必ずしも複雑多様な因子によって左右されるものではないと主張するものようである。

(2) しかしながら, 被告国答弁書第2の2(3)(5, 6ページ)において述べたとおり, 将来における原告らの損害の有無・程度については, 放射性物質の半減期等による放射線量の減少の程度のみが問題となるわけではなく, 各原告の個別的事情の将来的変化を踏まえることが不可欠である。

すなわち, 原告らの各居住地における空間線量率が受忍限度を超えるものであったとしても, その損害の有無・程度は, 各原告が, 福島第一発電所事故の発生した平成23年3月11日当時の居住地に現在も居住しているのか, それとも他の居住地に転居しているのか, 転居している場合には, 転居の時期及び期間のほか, 転居及び転居を継続している理由が福島第一発電所事故のみに起因するものであるのか, それ以外に業務上・社会生活上の他の理由をも併せた複合的な理由に起因するものであるのかなど, 様々な個別的事情によって全く異なるものとなる。仮に, 本件訴訟の事実審口頭弁論終結の時点において原告らに「放射性物質による地域汚染と放射線被ばく」(原告ら準備書面(被害総論1)8ページ)による損害が発生していると認定されたとしても, 将来における原告らの損害の有無・程度を認定するためには, 上記のような個別的事情の将来的な変化をも踏まえる必要があり, これを一律に認定することは不可能であるというべきである。

(3) また, そもそも原告らの損害の有無・程度は, 上記(2)の個別的事情によるばかりではなく, 各原告の平成23年3月11日当時の居住地における空間線量率に係る受忍限度の超過の程度によっても変化することが明らか

である。そして、上記空間線量率に係る受忍限度の超過の程度を判断する前提としての空間線量率は、放射性物質の種類によって計算可能な半減期のみによって変化するわけではなく、複雑多様な人的、環境的因子によって刻々と変化するものであるといえることができる。

すなわち、原告らの平成23年3月11日当時の居住地の中には、放射性物質汚染対処特措法に規定する除染特別地域又は汚染状況重点調査地域に含まれている地域もあり、同法に基づき国又は地方自治体による除染等の措置等が行われた場合には、当該地域の空間線量率は当然に変化することになるほか、除染等の措置等が行われなくても、放射性物質は、半減期による放射線量の物理減衰のみならず、いわゆるウェザリング効果（放射性物質の物理的減衰以外の風雨などの自然要因による減衰）によっても、その放射線量が減少する場合があるのである。

(4) したがって、将来における原告らの損害の有無・程度を認定するに当たっては、空間線量率が、放射性物質の種類に応じた計算可能な半減期のみによって変化するわけではなく、複雑多様な人的、環境的因子によって変化することが明らかであり、放射性物質の半減期等による放射線量の減少の程度のみが問題となるわけではないから、将来における原告らの損害の有無・程度が複雑多様な因子によって左右されるものではないとする原告らの主張には理由がないというべきである。

3 小括

以上のとおり、大阪空港訴訟上告審判決の判断基準の通用性に疑問を呈する旨の原告らの上記主張は失当であるし、将来における原告らの損害の有無・程度が複雑多様な因子によって左右されるものではないとする原告らの上記主張は理由がないから、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付を求める部分は不適法である。

第3 結語

よって、原告らの請求の趣旨第1項の請求に係る訴え及び請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付を求める部分は、いずれも不適法であるといふべきであるから、却下を免れない。

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	平成25年 11月1日付 け
放射性物質汚染 対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	答弁書	2	
炉規法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	10	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	13	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	13	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	29	
昭和36年長期計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	30	
昭和42年長期計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	31	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	32	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	32	
昭和53年長期計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	33	
昭和57年長期計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	34	
昭和62年長期計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	35	

平成6年長期計画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	38
平成12年長期計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	38
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	第1準備書面	8
東電事故調査最終報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	第1準備書面	10
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	11
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	第2準備書面	1
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第2準備書面	5
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	第2準備書面	5
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第2準備書面	7
保安院	原子力安全・保安院	第2準備書面	11
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第2準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第2準備書面	13
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第2準備書面	14
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第2準備書面	15
昭和39年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	第2準備書面	17
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	第2準備書面	17

訴状	平成25年3月11日付け訴状	第2準備書面	21
地震本部	地震調査研究推進本部	第2準備書面	21
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第2準備書面	23
平成13年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成13年改訂後平成18年改訂前のもの)	第2準備書面	24
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年改訂後のもの)	第2準備書面	28
O. P.	小名浜港工事基準面	第2準備書面	31
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	4
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第3準備書面	4
延宝房総沖地震津波評価技術	1677年11月の房総沖の地震 原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第3準備書面 第3準備書面	10 13
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第3準備書面	27
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞観地震によって到来した津波	第3準備書面	30
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第3準備書面	33
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第3準備書面	35
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第3準備書面	39
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第3準備書面	39
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第3準備書面	39
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第3準備書面	39
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第3準備書面	54
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	55

本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面	55	
緊急実施基本方針	原子力災害対策本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」	第4準備書面	4	

特に断らない限り答弁書とは、平成25年7月5日付け答弁書を指す。